

**稲田公園再整備基本計画策定支援ほか実証実験実施業務委託
プロポーザル実施要領**

1 目的

本業務は、過年度実施した委託業務にて取りまとめた方向性に基づく民間活力導入に向け、実証実験を実施することにより地域ニーズや実現の可能性等について把握するとともに、令和5年度検討した整備のあり方を基に、基本計画を策定することを目的とする。

2 業務概要

(1) 件名

稲田公園再整備基本計画策定支援ほか実証実験実施業務委託

(2) 履行期間

契約締結日から令和7年3月14日まで

(3) 履行場所及び対象地域

稲田公園（川崎市多摩区菅稻田堤2丁目9-1 ※下記図参照）ほか



3 業務内容

(1) 業務計画書の作成

業務目的を踏まえ、業務全体の方針、検討の進め方、実証実験の開催を含めたスケジュール、組織体制等を含む業務計画書を作成し、発注者の承認を受けること。

(2) 実証実験の実施（2項目以上）

過年度委託業務にてとりまとめた対象地域での民間活力の導入検討の結果を受け、実施内容、期間、想定される事業者等をまとめた実証実験の企画案を作成し、発注者と内容を協議の上、稲田公園における実証実験を令和6年4月～令和6年9月の間で2回以上実施すること。実証実験のコンテンツについては、下記ア～エの事項を考慮し、実証実験の実施にかかる広報、運営費などの一切の経費は、受注者の負担とし、参加費用は無料とすること。

- ア 小川の親水機能を活かした、にぎわい創出
- イ 新たな需要に向けた遊戯・スポーツ施設への対応
- ウ 未利用地（市有地）の利活用
- エ 多摩川河川敷との回遊性を活かした、河川アクティビティの活性化

(3) 利用状況や課題等の把握

- ア 実証実験の際には、現地調査や常設のアンケートなどにより、実証実験や設置施設の利用状況（利用者数と利用者の年齢層を含む）、利用者からのニーズ等を把握し、取りまとめること。
- イ 地域住民や周辺施設の管理者等に、事前と事後に要望等を確認し、施設整備に向けた課題等を把握し、取りまとめること。
- ウ 実証実験を行った事業者に対してアンケート調査を実施し、事業実施の可能性や想定される課題、行政への要望等の整理を行うこと。

(4) 公園再整備基本計画（案）の策定

ア 公園再整備基本計画（案）の方針の設定

「稲田公園再整備基本計画（案）」の方針を作成する。

イ 課題の整理

対象地域の現況、利用者ニーズ等を踏まえ、再整備に係る問題点や課題を抽出し、整理する。

ウ ゾーニング・施設配置計画の立案・設定

課題解決に資する必要施設や規模を整理した上で、再整備にあたってのゾーニングや施設配置計画を検討、整理する。

エ 基本計画案の作成

上記で整理した事項を反映し、基本計画の案を作成する。なお、市民や公園利用者が整備後の様子をイメージしやすいよう、必要に応じてイメージ写真やスケッチ等を用いること。

(5) 概算工事費の算出

標準単価に基づいた概算工事費を算出する。

(6) 公募要領等案の作成

実証実験の結果を踏まえ、令和7年度以降に民間活力導入事業を実施するにあたり必要となる公募要項、要求水準書、応募様式、審査基準等の必要資料について、案を作成する。

(7) 地元説明会開催の補助

作成した計画に対して、市民や地元町会等の意見の聞き取りや同意を得る等の会議において、その補助的役割を行うこととし、以下の項目を標準とする。会議の回数は2回程度とし、各回ごとに報告書を取りまとめること。

- ア 会議用資料の作成と確認
- イ 会議の補助運営
- ウ 会議開催後の資料等の整理と作成
- エ 成果のまとめ

(8) 打合せ協議

業務の実施にあたり、発注者との打合せを行うこと。打合せは業務着手時、中間時（2回程度）、成果品納入時の4回を基本とし、必要に応じて適宜行うこととする。

(9) 基本計画説明書の作成

基本計画業務に使用した資料及び出典根拠を示した資料を整理したうえで、決定した経緯を報告書として取りまとめるものとする。

4 事業委託料

以下の金額を上限とする。

金 9,300,000 円（消費税及び地方消費税含む）

（うち、実証実験にかかる費用は税込3,000,000円程度を想定している。）

3 参加資格

参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の各号に該当しない事。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中又は川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中の者でないこと。

- (4) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者明眸に業種「12建設コンサルタント」、種目「都市計画及び地方計画部門」に登録があること。(参加申込時点で業者登録中であり、かつ審査時点で業者登録されていれば、資格要件は満たしているものとする。)
- (5) 業務の履行に関し、各種関係法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらの証明等を受けていること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団またはその構成員の利益になる活動を行っていないこと。
- (7) 過去10年の間に、国・都道府県・特別区または政令指定都市において、次の業務の履行が完了していること(アからエ全て)
- ア 緑の基本計画及びグリーンインフラに関する調査・検討業務
 - イ 公園における基本計画策定及び公園のにぎわい創出に係る検討業務
 - ウ 公共施設における民間活力導入可能性調査・検討及びアドバイザリー業務
 - エ 公園における社会実験の実施運営に係る業務
- (8) 本業務を遂行するにあたり以下の資格を持つ技術者を配置すること。
- ア 業務責任者については、技術士(総合技術監理部門)または、技術士(都市及び地方計画)の資格を持つものを配置すること。
 - イ 業務担当者については、技術者(総合技術監理部門)または、技術士(都市及び地方計画)の資格を持つものを1名以上配置すること。また、専門社会調査士及び一級建築士の資格を持つものを1名以上配置すること。連絡調整を円滑に行うため、神奈川県内または東京都内に、本社もしくは本店、支店、支社、営業所等の事務所を有すること。

4 担当部署及び問合せ先

川崎市建設緑政局緑政部みどりの保全整備課 公園緑地担当

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-2390

FAX 044-200-3973

電子メール 53mihoze@city.kawasaki.jp

5 企画提案の流れ

(1) スケジュール

内容	期間
仕様書・実施要領等の公表	令和6年2月9日（金）
参加意向申出書等の提出	令和6年2月9日（金）から令和6年2月22日（木）までの期間の閉庁日を除く、午前8時30分から午後5時まで（正午～午後1時を除く。）
参加資格確認結果通知発送	令和6年2月27日（火）
質問書の受付	令和6年2月27日（火）から令和6年3月1日（金）までの期間の閉庁日を除く、午前8時30分から午後5時まで（正午～午後1時を除く。）
質問書に対する回答	令和6年3月6日（水）
企画提案書受付	令和6年3月6日（水）から令和6年3月21日（木）までの期間の閉庁日を除く、午前8時30分から午後5時まで（正午～午後1時を除く。）
書類審査（予定）	令和6年3月下旬
ヒアリング審査（予定）	令和6年3月下旬～令和6年4月上旬
選定結果の通知（予定）	令和6年4月以降
業務委託契約締結（予定）	令和6年4月以降

(2) 参加意向申出書等の提出

郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。）もしくは持参により次の資料（各1部）を提出してください。

ア 提出書類

（ア）参加意向申出書（本市のHPからダウンロードして御使用ください。なお、不明な場合は上記4の担当宛てにお問い合わせください。）

（イ）誓約書（上記3に記載した事項についての誓約書になります。本市のHPからダウンロードして御使用ください。）

（ウ）過去10年の間に、国・都道府県・特別または政令指定都市において、次の業務の履行が完了していることを証する書類（aからd全て）。

a 緑の基本計画及びグリーンインフラに関する調査・検討業務

b 公園における基本計画策定及び公園のにぎわい創出に係る検討業務

c 公共施設における民間活力導入可能性調査・検討及びアドバイザリー業務

d 公園における社会実験の実施運営に係る業務

※a、b、c及びdの業務実績について、「発注者」、「業務名」、「業務期間」及び「業務内

容」を一覧表にまとめて記載してください。履行が完了していることを証する書類については、契約書及び報告書の概要版を御提出ください。

なお、a、b、c 及び d のそれぞれに複数の該当がある場合には、1 件のみを抽出して御提出ください（業務が重複する契約の場合にはまとめて可）。ただし、履行確認のため、その他の該当案件についても書類の提出を求める場合があります。

(エ) 神奈川県内または東京都内に、本社もしくは本店、支店、支社、営業所等の事務所を有することを証する書類

イ 提出期間

令和 6 年 2 月 9 日（金）から令和 6 年 2 月 22 日（木）までの期間の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（閉庁日及び正午～午後 1 時を除く。）（郵送の場合は令和 6 年 2 月 22 日（木）午後 5 時までに必着）

ウ 提出先

4 に同じ

(3) 参加資格確認結果通知の発送

令和 6 年 2 月 27 日（火）に、参加意向申出書の提出者宛てに、参加資格確認結果通知を郵送します。また、参加資格要件を満たす者には、関係書類も併せて送付いたします。

(4) 質問書の受付及び質問書に対する回答

企画提案に関する質問は、令和 6 年 2 月 27 日（火）から令和 6 年 3 月 1 日（金）午後 5 時までの期間に、上記 4 のみどりの保全整備課担当宛てに電子メール（添付文書がある場合には Microsoft Word 形式、A4 版縦・横書き）で送付してください。回答は、令和 6 年 3 月 6 日（水）に全ての参加意向申出書の提出者に対して電子メールにて回答いたします。

(5) 企画提案書の提出

参加資格を有する者は、次の期日までに必要書類を郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。）もしくは持参により提出してください。

ア 提出期間

令和 6 年 3 月 6 日（水）から令和 6 年 3 月 21 日（木）までの期間の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（閉庁日及び正午～午後 1 時を除く。）（郵送の場合は令和 6 年 3 月 21 日（木）午後 5 時までに必着）

イ 提出先

4 に同じ

ウ 提出書類

次の（ア）～（エ）は任意様式とします。

（ア）企画提案書（20 ページ以内とする。）

（イ）見積書

（ウ）実施体制及び配置予定人員

（エ）過去の実績

5（2）ア「提出書類」の（ウ）と同じ書類を改めて提出してください。

エ 注意事項

- （ア）提出書類は、正1部と副10部をそれぞれ製本し、提出してください。
- （イ）用紙はA4版縦・横書きとし（図表等がみにくくなる場合には、A3横・三つ折りを含むことも可とする。）、左上1か所で綴じてください。
- （ウ）提出された提案書類は返却しません。
- （エ）提出後、提案者側からの提案書類の差し替え及び追加はできません。
- （オ）提案書類については、あくまでも業務を委託する者を選定するための資料であり、企画提案書の内容全てが契約に反映されるとは限りません。
- （カ）提出後、本市が必要と判断した場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

6 審査方法

（1）評価委員会の設置

「プロポーザル評価選考委員会設置要綱」に基づき評価選考委員会を設置し、書類審査及びヒアリング審査を実施する。

（2）書類審査の実施

ア 日程（予定）

令和6年3月下旬

イ 方法

提出された企画提案書等に対し書類審査を実施し、評価の高い者3者を書類審査通過者として選定し、ヒアリング審査の対象者とする。書類審査の結果は、審査終了後、速やかに提案のあった全ての事業者に通知する。また、書類審査通過者に対して、ヒアリング審査の日程等を併せて通知する。

ただし、企画提案書提出者が3者以内であった場合は、書類審査及びヒアリング審査を同時に実施する。その場合には、書類審査の前に提案のあった全ての事業者に、審査の日程等を通知する。

（3）ヒアリング審査の実施

ア 日時（予定）

令和6年3月下旬～令和6年4月上旬（※時間は調整の上、個別に連絡。）

イ 場所

未定（※調整の上、個別に連絡。）

ウ 提案時間

事前に提出された企画提案書に基づき、20分程度で提案説明を行い、その後10分程度質疑応答を行う。

エ 出席者

ヒアリング審査への出席者は各提案事業者につき3名以内とする。また、提案説明は、本業務に配置する担当者が行う。

（4）選定結果の通知（予定）

令和 6 年 4 月以降

(5) 選考基準

別紙「提案書評価項目及び評価基準」のとおり。

(6) 受託候補者の特定

評価選考委員会での審査の結果、最も高い合計点を獲得したものを受け託候補者として選定。なお、基準点を全委員の総合計点の 60 % とし、提案者が 1 者のみの場合については、基準点を満たした場合に受託候補者とする。

7 プロポーザル参加資格の喪失

次の事由に該当する場合は、失格となる。

- (1) 「3 参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき
- (2) 提出書類等の内容に虚偽の記載をしたとき
- (3) 提出期限、提出方法、提出先に適合しないとき

8 その他留意事項

- (1) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加事業者の負担とする。
- (2) 提出書類及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本業務の受注者（再委託又は下請等の者を含む）は、今後、稻田公園の民間活力導入に係る民間事業者の選定手続を実施した場合において、応募又は参加しようとする応募企業、応募企業グループの一員又は協力企業となることはできない。

(第1号様式)

プロポーザル参加意向申出書

令和6年 月 日

(あて先)

川崎市長

業者コード()
所在地
商号又は名称
代表者氏名 印

令和6年2月9日付けで公告された次の件について、プロポーザル（提案）方式に参加を申し込みます。

1 件名 稲田公園再整備基本計画策定支援ほか実証実験実施業務委託

2 履行場所 稲田公園（川崎市多摩区菅稻田堤2丁目9-1）

連絡担当者
所属
氏名
電話
FAX
メール

誓約書

令和 6 年 月 日

(あて先)

川崎市長

業者コード()
所在地
商号又は名称
代表者氏名 印

令和 6 年 2 月 9 日付けで公告された稻田公園再整備基本計画策定支援ほか実証実験業務委託に係る公募型プロポーザルの参加申込について、次のことを誓約します。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の各号に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中又は川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 令和 5・6 年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「12 建設コンサルタント」、種目「都市計画及び地方計画部門」に登録があること。（参加申込時点で業者登録中であり、かつ審査時点で業者登録されていれば、資格要件は満たしているものとする。）
- (5) 業務の履行に関し、各種関係法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらの証明等を受けていること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団またはその構成員の利益になる活動を行っていないこと。
- (7) 過去 10 年の間に、国・都道府県・特別区または政令指定都市において、次の業務の履行が完了していること（アからウ全て）。
- ア 緑の基本計画及びグリーンインフラに関する調査・検討業務
- イ 公園における基本計画策定及び公園のにぎわい創出に係る検討業務
- ウ 公共施設における民間活力導入可能性調査・検討及びアドバイザリー業務
- エ 公園における社会実験の実施運営に係る業務
- (8) 本業務を遂行するにあたり以下の資格を持つ技術者を配置すること。
- ア 業務責任者については、技術士（総合技術監理部門）または、技術士（都市及び地方計画）の資格を持つものを配置すること。
- イ 業務担当者については、技術士（総合技術管理部門）または、技術士（都市及び地方計画）の資格を持つものを 1 名以上配置すること。また、専門社会調査士及び一級建築士の資格を持つものを 1 名以上配置すること。
- (9) 連絡調整を円滑に行うため、神奈川県内または東京都内に、本社もしくは本店、支店、支社、営業所等の事務所を有すること。

(第2号様式)

質問書

令和6年 月 日

(あて先)

川崎市長

業者コード()
所在地
商号又は名称
代表者氏名 印

稲田公園再整備基本計画策定支援ほか実証実験実施業務委託について、質問書を提出します。

質問項目	
質問内容	
担当部署名	
担当者名	
電話番号	
FAX番号	
電子メール	

※質問は、1項目ずつ別紙にすること。

※質問がない場合は、質問書を提出する必要はありません。

※用紙が足りない場合は、複写して作成すること。

提案書評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準	配点	採点
1 事業目的の理解度			
事業目的の理解度	・本業務の背景や目的を的確に捉え、本市、多摩区の状況等を理解した上で、業務に対する考え方が的確に示されているか。	10	
2 事業実施体制			
(1)事業実施体制	・役割分担が明確かつ的確であるか。 ・本市の要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか。	10	
(2)配置予定人数	・実施内容に対して、遂行可能な人員が確保されているか。	10	
3 同種、関連業務及び実績等			
同種、関連業務及び実績等	以下の同種、関連業務の契約実績があり、本業務へそのノウハウ等を十分活用できる見込みがあるか。 ・緑の基本計画及びグリーンインフラに関する調査・検討業務 ・公園における基本計画策定及び公園のにぎわい創出に係る検討業務 ・公共施設における民間活力導入可能性調査・検討及びアドバイザリー業務 ・公園における社会実験の実施運営に係る業務	10	
4 企画提案書の内容			
(1)有用性	・今後の有効活用の方向性の検討のため、多様なコンテンツの実施など幅広いニーズや課題の把握、地域貢献等が効果的にできる提案となっているか。	10	
(2)創意工夫・独創性	・稲田公園の立地やポテンシャル、地域の魅力等を活かした魅力ある提案となっているか。	10	
(3)提案内容の充実度（具体性）	・提案内容に具体性があるか。	10	
(4)実施方針及び業務履行の確実性	・組織として、実施内容に関する幅広い知見、情報収集能力を有しているか。 ・円滑に業務を遂行するためのバックアップ体制、管理体制が示されているか。	10	
5 プレゼンテーション			
(1)分かり易さ・説得力	・提案内容の説明が明確で分かりやすく、伝わりやすいか。	5	
(2)質疑への対応	・回答内容が明快で適切であるか。	5	
(3)担当者の能力	・業務の目的、内容を十分理解しているか。 ・本業務に関する専門的な知識を有しており、本市の現状等を的確に認識しているか。 ・担当者として本業務に対する意欲はあるか。	10	
合 計		100	

評価	優れている	やや↑ 優れている	普通	やや↓ 劣っている	劣っている
配点	20 点	16 点	12 点	8 点	4 点
	10 点	8 点	6 点	4 点	2 点
	5 点	4 点	3 点	2 点	1 点